

Vṛṣotsarga

——グリヒヤ祭式研究 IV——

高 橋 明

本論は Śravaṇā (印仏研 XXVII-1), Āśvayuḥi (ibid. XXVIII-2), Dhruvāśvakalpa (ibid. XXIX-1) につづき、グリヒヤ (G) 季節・招福儀礼のひとつ Vṛṣotsarga (v.) の儀軌一覧を提出することを目的としている。この祭の儀軌をもつ四種の家庭経 (GS)¹⁾, Śāṅkhāyana (Ś), Kāṭhaka (K), Pāraskara (P), Kauśika (Kś), および Kś. の儀軌を敷衍したものながら異った相をとるにいたっている Atharvaveda-pariśiṣṭa (AP)²⁾の中に見られる儀軌を全て項目化し、それらを同項目はまとめてつづ列挙し出所を示すことにより、比較すべき要素を確定しつつ、祭式の全体像を示そうとするものである。また同時に、この祭の儀軌をそっくり借用しつつ、意図の全く異った儀礼に転用している Viṣṇu Smṛti=Viṣṇu-dharmaśāstra (Vi dh)³⁾の例もそれぞれの項目でふれていくこととする。(特にコメントがない場合、出所列挙の最後に括弧で示す。)

この祭は「若い種牛の共同体への委譲、おそらくは古アーリア的慣習を継承したもの」⁴⁾であり、牧牛に関するさまざまな習俗を背景にして成立している。⇒ infra. 3. そうした問題にもふれつつ、以下項目ごとに若干の説明を加えていくこととする。

1. 名称 Vṛṣotsarga (牡牛を放す儀) ——Ś. 3. 11. 1; K. 59. 1; P. III. 9. 1; AP. 18. 1; (Vi dh. 86. 1)

2. 日時 Kārttika 月 (10月) の満月の日あるいは Āśvina 月 (9月) の Revatī の星宿の日。——Ś. 3. 11. 2; K. 59. 2; P. III. 9. 2; AP. 18. 1.——(Kārttika あるいは Āśvayuja の満月の日に——Vi dh. 86, 2)——この時期は牛の繁殖期であり GS. 中にも牝牛に対する増殖儀儀が見られる。cf. ‘Āśvayuḥi’

3. 一般規定・補則——P. III. 9. 2, 9-10; Kś. 24. 22-23.——P. は昌頭部に sāmānyavidhi として、この祭は goyajña (gy) の儀軌によるべしとしている。gy. の規定は P. III. 8. 15-16 及び Gobhila (G) GS. III. 6. 10-15 に見られるが、両者とも簡単な規定で儀軌の細部は不明である。P. は gy. は śūlagava (ś.)

の儀軌にしたがい牝牛の犠牲のかわりに乳粥を代用して行うとし、儀軌は Hiraṇyakeśin GS. 等に見られる乳粥による ś. に近いものと考えられ、Paddhati⁵⁾もこれを支持するが、目的、機会に関しては名称より何らかの機会に行われる牝牛のための儀礼と推測する他ない。一方 GGS. の例は焼供に関しては乳粥をという以外不明だが、その後行う個有の儀礼は牝牛の莊嚴・供養、牝牛たちの香料水撒布と具体的に見られ、おそらく繁殖期における（この時期以外牝牛は無用の長物）牝牛・牝牛双方に関する儀礼であることがわかる。この二つの同名の儀礼を即類同のものとは言えないが、牛の繁殖に関する習俗がさまざまに存在していて、それをいろいろな形で G. 祭式化していた状況が窺われる⁶⁾。P. の gy.=犠牲ぬきの ś. は続いて規定されている v. の儀軌と一致しないが、P. は補則としても、この祭に犠牲を行う者もありその儀軌は ś. によるとしている。(9-10) これは願望祭として牝牛を供儀するも可とする Kś. の補則と照応するものと思われる。

4. 祭場・準備

a. 祭火——牝牛たちの囲いの中央に設置する。——Ś. 3. 11. 3; P. III. 9. 4; K. 59. 2; AP. 18. 2; (Vi dh. 86. 9)

b. 浄化バターを作る——P. III. 9. 4.

c. 乳粥⁷⁾——nirvāpa の際プーシャンのためにと聖別して——K. 59. 2; (Vi dh. 86. 9) ——Ś., P., AP. とも焼供の際に ‘pauṣanasya’ は見られる。——Ś. 3. 11. 5; P. III. 9. 5; AP. 18. 3.

5. 焼供 G. 祭式の通例にしたがい、まず焼供が行われるが、Ś., K., P. はマントラ (m.) がほぼ一致しており、影響関係が現れている。

a. 乳粥⁸⁾ プーシャンの粥より主供として。——Ś. 3. 11. 5; K. 59. 2; P. III. 9. 5; AP. 18. 3-6.

b. 浄化バター供⁹⁾ 主供より前——Ś. 3. 11. 4; P. III. 9. 4; AP. 18. 2. ——後——K. 59. 3; AP. 18. 7; (Vi dh. 86. 9) ——Kś. は主供として AV. 讃歌により。

6. 放牛の儀

a. 牝牛の望ましい特徴 色、完全な支肢、子牛の生きている乳の豊かな牝牛の子であること等。——Ś. 3. 11. 7-11; K. 59. 5; P. III. 9. 6; AP. 18. 11; (Vi dh. 86. 3-8)

b. 牝牛の条件 群中主だった若い牝牛四頭——Ś. 3. 11. 13; K. 59. 5; P. III. 9. 6; (Vi dh. 86. 12)

- c. 牝牛の莊嚴——Ś. 3. 11. 12; K. 59. 5; P. III. 9. 6; (Vi dh. 86. 9. 沐浴も。)——浄化バター供の残滓をふりかける。——Kś. 24. 19; AP. 18. 7.
- d. 牝牛の莊嚴——Ś. 3. 11. 13; K. 59. 5; P. III. 9. 6; (Vi dh. 86. 12)
- e. 莊嚴の際のルドラ讃歌¹⁰⁾——Ś. 3. 11. 6; K. 59. 4; P. III. 9. 6; (Vi dh. 86. 12. 莊嚴後。)——AP. は AV. IX. 4. 11 を牝牛の右耳に低誦。牝牛には AV. 6. 141. 2. を。(7-8)
- f. 放牛¹¹⁾ 莊嚴した牝牛を莊嚴した四頭の牝牛の中に放す¹¹⁾。——Ś. 3. 11. 14; K. 59. 5; P. III. 9. 6; Kś. 24. 19-21 (古い種牛を追出す儀も含む)——AP. は牝牛と共に祭場をまわらせ東北方に歩み行かせる。(9-11)
- g. 放牛後牝牛に m. を誦える¹²⁾——Ś. 3. 11. 15; K. 59. 6; P. III. 9. 7; (Vi dh. 86. 13-16)
7. パラモン供応儀礼 全ての牝牛の乳で煮た乳粥を。——Ś. 3. 11. 16; P. III. 9. 8.——Sarpīṣmadannaṃ——K. 50. 6; (Vi dh. 68. 18)
8. ダクシナー 乳牛を Brahman 祭宮に。——AP. 18. 12.

1) Ś.: [Ed. German Tr.] H. Oldenberg. IS. XV (1879), with extracts from Nārāyana's comm. and Rāmacandra's Paddhati; K.: [Ed.] W. Caland, with extracts from three comm. Lahore 1925; P.: [Ed. Tr.] A. F. Stenzler: Indische Hausregeln II. 2 Heft. Leipzig 1876, 78; Kś.: [Ed.] M. Bloomfield, with extracts from the comm. of Dārila and Keśava. New Haven 1890. これらのうち, K., P. の儀軌は Ś. の影響下に成立し多くの字句的一致をしめし, Kś. は類同の習俗を背景にして前三者以前に Atharvanic の祭式として確立していて, 少くも Ś. の儀軌には影響を与えていると考えられる。⇒infra 注9) cf. B. C. Lele: Some Atharvanic portions in the Gṛhya-Sūtras. Bonn 1927, p. 32.

2) AP. [Ed.] G. M. Bolling & J. Negelein. Leipzig 1909-10. Kś. の規定は AV. 讃歌による酥油供, その残滓を牝牛にふりかけ聖別し, その耳に AV. 讃歌を低誦し(牝牛の群に)解放する, という v. の中心的枠組をもっているが, これはあくまで酥油供を主供に用い, その残滓により呪術的儀礼を行う Atharvanic の祭式の枠組にしたがっている。Ś. 以下の GS. はこれの影響を受けながらも主供に穀物調理を用いる G. 祭式の枠組に組みかえ, それに続く個有の儀礼(牝牛の聖別)においても当時の習俗により近いと思われる手法を用いている。これらの GS. よりはかなり後代の成立と考えられる AP. はこうした G. 祭式化された v. の儀軌を模倣するかたちで Kś. を敷衍しているわけである。またこの儀軌が注3)で述べられる Purāṇic の儀礼への変形はこうむっていないことも注目される。この儀軌成立の比較的古さを示しているからである。

3) Vi dh. [Ed.] J. Jolly, with extracts from Nanda's comm., Calcutta 1881. ここに規定された祭は, 章の位置(śrāddhakalpa の最後部)及び最後に付加された praśamsā——「放たれた牝牛が池で水を飲むなら, その池全体が彼(供祭者)の祖霊たちのためにやくだつ。……」——からわかるように祖霊祭の一種である。この祖霊祭

としての v. は以後 Purāṇic の文献群中で独自の展開を見せ、その習俗は Gangasagar 等の巡礼地で現代にまで及んでいる。また GS. に対する注釈家の中にも GS. 中の儀軌をこの放牛行為を祖霊に回向される功德とする儀礼と混同する者が相当数いるほど中世においてはこの儀礼の方が一般的だったと考えられる。この Purāṇic の v. に関しては稿を改めて論じたいが、まずは儀軌の整理にあたって、そのレベルでどのような転用がなされたのかを明示しておく必要があるわけである。

この Puāṇic の v. の儀軌の原型として Vi dh. のそれを指摘したのは Stenzler (op. cit. [Tr.] p. 94 ff.) である。Bodhāyana-grhyaśeṣasūtra 3. 16. の例のように年代や儀軌の完成度ではこれに争えるものはあるが、影響力を考慮すれば、やはり Vi dh. のそれを原型とし、ここにとりあげるのが適当と考える。

- 4) A. Hillebrandt: *Ritualliteratur. Vedische Opfer und Zauber*. Strassburg 1897. p. 85. 共同体云々は文献には現れないが卓見か。R. Gopal は「種牛を繁殖のために放す儀礼」と通常の繁殖儀礼とした後、新旧の種牛の交替を規定する Kś の例を追加している。(India of Vedic Kalpasūtras. Delhi 1959. p. 431) Ś., K., P. には種牛交替をしめす明確な表現がないのでそのように考えるのも可能だが、牡牛の好ましい性質(新しいものを選ぶときにこそ必要)が詳細に規定されていることを考えると、これらも種牛任命のための儀礼とする方がよいと考える。cf. 6. a.
- 5) Harihara's *Prayogapaddhati*. P.: [Ed.] N. Gopalshastri, Benares 1925, KSS, 17 所収。
- 6) この情況は gy. の原型とされている ś. 自身の儀軌の多様性にも見てとられる。時期・動機・動物犠牲か穀物調理供か・個有の儀礼、それぞれに見られる多様性は、多様な習俗の先行を仮説としなければ説明しがたいと考える。cf. 岩崎真慧: 「Rudra と Śūlagava 祭」, 印仏研 XII.
- 7) これは Stenzler の指摘 (op. cit. [Tr.] p. 96) どうり、梵書 (Kauṣītaki VI. 10; Śatapatha I. 7. 4) 以来の伝承に基く粋穀粒による乳粥である。
- 8) 「プーシャンの我らが牝牛たちの後を行きたまえ。プーシャンの駿馬を護りたまえ。プーシャンの我らに精氣を授けたまえ。」(RV. 6. 54. 5) Ś., K., P. 共通。AP. は RV. 6. 54 のつづきで Pūṣan で始まる四詩節 (5-6, 9-10) により四回焼供。
- 9) 「ここに飲びあれ、……子牛を母に走らせ子牛は母の乳をすい、我らに富の増大をもたらしたまえ。」(VS. 8. 51) Ś., K., P. 共通。(K. iha raḍir は iha ratir の転訛。) Kś. は AV. 7. 111; 9. 4 を用いる。AV. 9. 4. は TS. 3. 3. 9; KS. 13. 9 と多くの共通の讃歌を有し、これらの一部が Ś., K., P. で他の行作 (⇒ 6. g.) に用いられていて、影響関係が考えられる。内容は牡牛の讃歌。
- 10) 共通に rudrāḥ と呼ばれる各 śākha に伝承されているルドラの宥和を内容とする讃歌。Ś. は RV. 1. 43, 114; 2. 33; 7. 46, K. は KS. 17. 11, P. は VS. 16 を用いる。(KS. 17. 11 は VS. 16 と一部一致。)
- 11) 「この若き(牡牛)を汝らに夫として与えん。彼と戯れ楽しみ歩め。…」 Ś., K., P. とも TS. 3. 3. 9. 1=AV. 9. 4. 24 の字句の変形を蒙った m. を使用。Kś. は古い種牛を追い出す儀礼には「精を持する者のため我汝を放たん…」なる新作 m. を使用。AP. はこれと東北方へ歩み行かせる際に転用。
- 12) Ś., P. 'mayobhūḥ' (RV. 10. 169)。ただし P. に関しては SBE. 29, p. 354 の該当箇所 Oldenberg 注を参照のこと。K., Vi dh. は「子牛たちの父、害すべからざる(牝牛)たちの夫…」(KS. 13. 19=TS. 3. 3. 9. 2=AV. 9. 4. 4) を牡牛の耳に低誦。

(早稲田大学大学院)